

令和6年度 第三回 茨城地方最低賃金審議会 次第

令和6年8月5日（月）

1 開 会

2 議 題

- (1) 専門部会報告・金額審議
- (2) 茨城県最低賃金改正について
- (3) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について(諮問)
- (4) その他

3 閉 会

令和6年度 第三回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和6年8月5日（月）

- | | | |
|------|---------------------------|-------|
| No.1 | 令和6年度 地域別最低賃金改定状況 | …P301 |
| No.2 | 令和6年度 特定最低賃金改正決定に関する申出の状況 | …P302 |

令和6年度 地域別最低賃金改定状況

R6.8.5 現在

	結審日	都道府県	ランク	6年の額	5年の額	引上げ額	目安額	目安額±	効力発生予定日	
1	R6.8.5	東京	A	1,163円	1,113円	50円	50円	0	R6.10.1	
2	R6.8.5	神奈川		1,162円	1,112円	50円	50円	0	R6.10.1	
3	R6.8.1	大阪		1,114円	1,064円	50円	50円	0	R6.10.1	
4	R6.8.5	埼玉		1,078円	1,028円	50円	50円	0	R6.10.1	
5	R6.8.5	愛知		1,077円	1,027円	50円	50円	0	R6.10.1	
6		千葉			1,026円		50円			
7	R6.8.5	京都	B	1,058円	1,008円	50円	50円	0	R6.10.1	
8	R6.8.5	兵庫		1,052円	1,001円	51円	50円	1	R6.10.1	
9	R6.8.5	静岡		1,034円	984円	50円	50円	0	R6.10.1	
10	R6.8.5	三重		1,023円	973円	50円	50円	0	R6.10.1	
11	R6.8.5	広島		1,020円	970円	50円	50円	0	R6.10.1	
12	R6.8.2	滋賀		1,017円	967円	50円	50円	0	R6.10.1	
13	R6.8.2	北海道		1,010円	960円	50円	50円	0	R6.10.1	
14		栃木			954円		50円			
15		茨城			953円		50円			
16	R6.8.5	岐阜		1,001円	950円	51円	50円	1	R6.10.1	
17		長野			948円		50円			
18		富山			948円		50円			
19		福岡			941円		50円			
20	R6.8.2	山梨		988円	938円	50円	50円	0	R6.10.1	
21	R6.8.2	奈良		986円	936円	50円	50円	0	R6.10.1	
22		群馬			935円		50円			
23		石川			933円		50円			
24		岡山			932円		50円			
25		新潟			931円		50円			
26		福井			931円		50円			
27		和歌山			929円		50円			
28		山口			928円		50円			
29	R6.8.5	宮城		973円	923円	50円	50円	0	R6.10.1	
30		香川			918円		50円			
31		島根			904円		50円			
32		福島			900円		50円			
33		愛媛			897円		50円			
34		徳島			896円		50円			
35		山形		C		900円		50円		
36		鳥取				900円		50円		
37		佐賀			900円		50円			
38		大分			899円		50円			
39		青森			898円		50円			
40		長崎			898円		50円			
41		熊本			898円		50円			
42		秋田			897円		50円			
43		高知			897円		50円			
44		宮崎			897円		50円			
45		鹿児島			897円		50円			
46		沖縄			896円		50円			
47		岩手			893円		50円			

令和6年度 特定最低賃金改正決定に関する申出の状況

茨城労働局

受付年月日	最低賃金件名	申出内容	適用対象業種範囲	適用事業場数 適用労働者数	申出組合事業場数 申出組合労働者数	申出のうち、対象外と判断した事業場数、労働者数	申出のうち、対象と判断した事業場数、労働者数	該当労働者の割合
7月5日	茨城県 鉄鋼業最低賃金	改正	E22 鉄鋼業	162	6	0	6	35.5%
				8,930	3,171	0	3,171	
7月3日	茨城県 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	改正	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	870	9	0	8	40.0%
				34,960	14,341	0	13,980	
7月3日	茨城県 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金	改正	E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業 E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業 E323 時計・同部分品製造業	806	14	0	14	82.9%
				32,610	27,040	0	27,040	
-	茨城県 各種商品小売業最低賃金	-	I56 各種商品小売業	35	0	0	0	0.0%
				4,470	0	0	0	